

地域再生法の一部を改正する法律案要綱

第一 国及び地方公共団体は、地域再生に関する施策の推進に当たっては、経済社会の構造改革の推進に関する施策、産業の国際競争力の強化に関する施策その他の関連する施策との連携に配慮するように努めなければならないものとする（新第三条の二関係）

第二 政府は、地域再生基本方針に特定政策課題（地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成その他の地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題として政令で定めるものをいう。以下同じ。）に関する基本的事項を定めるものとする（新第四条第二項第三号関係）。

第三 新たな措置の提案

一 内閣総理大臣は、定期的に、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案を募集するものとする（新第四条の二第一項関係）。

二 内閣総理大臣は、一の提案がされた場合において、地域再生本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、地域再生本部が作成した地域再生基本方針の

変更の案について閣議の決定を求めなければならないものとする（新第四条の二第二項関係）。

三 内閣総理大臣は、二による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、変更後の地域再生基本方針を公表しなければならないものとする（新第四条の二第三項）。

第四 地域再生計画に記載することができる事項等

一 次に掲げる事項についての規定を削除すること。

1 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であつて株式会社により行われるものに関する事項（第五条第四項第一号関係）。

2 地域において高年齢者、障害者その他の就職が困難な者を雇用することを通じて当該地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であつて会社により行われるものに関する事項（第五条第四項第二号関係）。

二 地域における特定政策課題の解決に資する事業であつて次に掲げるもの（以下「特定地域再生事業」という。）に関する事項を追加すること。

1 地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業であつて金融機関から

当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの（新第五条第四項第三号イ関係）

2 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであって地方公共団体、地域再生推進法人、株式会社その他内閣府令で定める者により行われるもの（新第五条第四項第三号ロ関係）

3 老朽その他の事由により地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業（新第五条第四項第三号ハ関係）

三 地方公共団体は、特定地域再生事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、当該特定地域再生事業を実施する者の意見を聴かなければならないものとする（新第五条第五項関係）。

四 地方公共団体は、地域再生計画の内閣総理大臣の認定の申請には、三により特定地域再生事業を実施する者の意見を聴いた場合にあつては当該意見の概要を、地域再生協議会における協議をした場合にあつては当該協議の概要を添付しなければならないものとする（新第五条第九項関係）。

第五 特定地域再生支援利子補給金の支給等

一 政府は、認定地域再生計画に記載されている第四の二の1の事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であつて、当該貸付けの適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定金融機関」という。）が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下「特定地域再生支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約を当該指定金融機関と結ぶことができるものとする（新第十五条第一項関係）。

二 特定地域再生支援利子補給金の支給に係る限度額、支給額及び年限並びに一の指定に関する手続その他所要の規定については、地域再生支援利子補給金に係る規定を準用するものとする（新第十五条第二項関係）。

第六 認定地域再生計画に記載されている第四の二の2の内閣府令で定める事業を行う株式会社（地域における雇用の機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の要件に該当することについて内閣府令で定めるところにより認定地方公共団体の確認を受けたものに限る。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする（新第十六条関係）。

）。

第七 認定地方公共団体が認定地域再生計画に記載されている第四の二の三の事業で総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができるとすること（新第十七条関係）。

第八 地域再生推進法人の指定等

一 地方公共団体の長は、営利を目的としない法人であつて、五で定める業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、地域再生推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができるものとする（新第十九条第一項関係）。

二 地方公共団体の長は、一の指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならないものとする（新第十九条第二項関係）。

三 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を地方公共団体の長に届け出なければならないものとする（新第十九条第三項関係）。

四 地方公共団体の長は、三の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならないもの

とすること（新第十九条第四項関係）。

五 推進法人の行う業務を定めること（新第二十条関係）。

六 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項の規定は、推進法人に対し、地域再生を図るために行う事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡の業務の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しないものとする（新第二十一条関係）。

七 地方公共団体の長は、五の業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができるものとする（新第二十二條第一項関係）。

八 地方公共団体の長は、推進法人が五の業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする（新第二十二條第二項関係）。

九 地方公共団体の長は、推進法人が八の命令に違反したときは、一の指定を取り消すことができるものとする（新第二十二條第三項関係）。

十 地方公共団体の長は、九の指定を取消したときは、その旨を公示しなければならないものとする事
(新第二十二條第四項關係)。

十一 国及び關係地方公共団体は、推進法人に対し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする事(新第二十三條關係)。

第九 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範圍内において政令で定める日から施行するものとする事。ただし、附則第四條の規定は、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する事(附則第一條關係)。

二 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の地域再生法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事(附則第二條關係)。

三 關係法律について所要の改正を行う事(附則第三條、附則第四條及び附則第五條關係)。